

令和2年10月1日より笹目コミュニティセンターの使用料が改定されます

平素より笹目コミュニティセンターをご利用いただきありがとうございます。

笹目コミュニティセンターでは、令和元年10月1日より使用料等の金額を変更させていただいておりますが、一部の貸室において激変緩和措置適用のため経過措置が取られているところでございます。

つきましては、下記貸室において令和2年10月1日より下記のとおり使用料を変更させていただきます。

なお、令和2年9月30日（水）までに使用料の支払いをされた場合には、従前の使用料が適用となりますので、ご注意ください。

1. 使用料

※激変緩和措置適用貸室の経過措置

セミナールーム（302）及び多目的ホールについては、算定結果が見直し方針に定める改定上限倍率（1.5倍）を超えることから、激変緩和措置を適用し、1年毎に現行使用料の1.5倍を超えない範囲で使用料を増額します。

室名	現行 使用料	適用期間	
		R2.10～R3.9	R3.10～
セミナールーム（302）	300円	350円	350円
多目的ホール	900円	1,350円	1,610円